

研究プロジェクトに関する規程

第1条 (目的)

当学会が採択した研究プロジェクトに関して、研究費を支給することにより、学会員のダイレクトマーケティングに関する研究活動を支援することを主たる目的とする。

第2条 (応募資格)

1. 正会員を1名以上含む「会員による研究」であること。
2. 会員1名が複数のプロジェクトに応募することはできない。
3. 応募する正会員は会費納入済みであること。
4. 研究プロジェクトメンバーのうち、1名は大学または研究機関に籍を置く正会員とする。

第3条 (プロジェクトの種別・テーマ)

研究プロジェクトは、「自主研究」と「助成研究」の二つとする。

1. 自主研究のテーマは自由とする。助成研究は、助成企業又はその他助成団体・機関等からの依頼による研究テーマとする。
2. 自主研究については1件の採択とする。(但し、応募状況によっては、この限りではなく柔軟に対応することとする。)
3. 助成研究については、助成者の意向を踏まえ、学会が決定する。

第4条 (審査委員会)

1. 会則第27条に基づく研究プロジェクト審査委員会は、自主研究および助成研究の審査をおこなう。委員は理事会の決議に基づいて会長が委属する。
2. 委員の任期は2年度とし、連続2期を越えて再任しないものとする。

第5条 (審査について)

1. 自主研究の審査は、一次審査と中間審査を行う。助成研究の審査は、申請書によって行う。
2. 研究プロジェクト審査委員会による自主研究の一次審査は、申請書および研究代表者の面談によって行われる。
3. 自主研究の採否については、研究プロジェクト審査委員会の一次審査を経て、年度の最終の理事会において審議決定され、決定後速やかに応募者に通知し、次年度開始後に研究着手金(申請額のうち半額とするが、研究計画を考慮して額を審査委員会が決定する)を支給する。
4. 助成研究の採否については、研究プロジェクト審査委員会の審査を経て、委員会審査後の最初の理事会または常任理事会において審議決定され、決定後速やかに応募者に通知し、申請額全額を支給する。
5. 研究プロジェクト審査委員会による自主研究の中間審査は、研究中間報告書と会計報告書、その後の支出予定書によって行われる。研究中間報告書と会計報告書、その後の支出予定書は、8月末日までに提出する。
6. 自主研究の採否については、研究プロジェクト審査委員会が中間審査を行い、決定後速やかに応募者に通知し、残りの申請額全額を支給する。

第6条（期間について）

1. 自主研究の期間は、原則として、次年度の4月1日を開始日とし、翌年3月31日を終了日とする。助成研究プロジェクトは、その限りでは無い。
2. 自主研究の支出は終了日までとし、剰余金がある場合は返却する。
3. 自主研究の期間は、最長1年間の延長をすることができる。その際は、延長願とその後の支出予定書を理事会に提出し、研究プロジェクト審査委員会の審査を経て、理事会または常任理事会の承認を得る必要がある。また、第7条の報告義務に加えて、研究開始1年後に大会・支部等で中間報告を行う。

第7条（研究プロジェクトの報告義務）

1. いずれの研究も、研究終了直後の全国研究発表大会での報告を義務とする。
2. いずれの研究も、研究終了後1ヶ月以内に、研究論文と会計報告書を担当理事に提出する。会計報告書には領収書を添付する。自主研究の研究論文は、研究プロジェクト審査委員会の審査を経て、原則として学会誌に投稿する。
3. いずれの研究も、研究期間終了後、研究プロジェクト審査委員会の審査を経て、委員会審査後の最初の理事会または常任理事会において会計報告を行う。
4. 理事会、常任理事会、または研究プロジェクト審査委員会より、研究論文および会計報告書の再提出を求められた場合は、直ちに応じるものとする。
5. いずれの自主研究も、研究プロジェクト審査委員会において、研究内容が相応の基準に達していないと判断された場合は理事会または常任理事会の決議を経て、また理事会または常任理事会において同様の決議がなされた場合は、助成金のうち決議の定める金額を返還する。
6. 助成研究においては、助成者より依頼があった場合は、助成者に対し詳細報告、報告書の提出を義務とする。
7. いずれの研究も、使用データの公開を求められた場合は、個人情報を除き公開すること。

第8条（研究費）

1. 自主研究には、1件につき最高100万円を学会より支給する。
2. 助成研究には、助成者が定めた金額が支払われるものとする。
3. 用途は、研究プロジェクトの遂行に直接必要で合理的なものとする。
4. パソコンなど備品は、原則として認められない。
5. 一次審査後、研究内容の変更や支出項目の変更があるときは、事前に事務局を経て、プロジェクト審査委員会の了解を得ること。
6. 研究終了後、研究内容が研究計画に適合しないもしくは相応の水準に達していないと判断された場合、または会計上の不備があると判断された場合は、指定した金額を返還すること。

第9条（応募方法）

1. 自主研究への応募は、所定の応募用紙に研究テーマ、研究計画、希望助成金額、用途概要、研究者名を記入し、学会事務局へ指定期日までに提出することとする。
2. 助成者は、申請する研究テーマ、助成金額等を学会事務局へ提出する。
3. その他詳細については、研究プロジェクト募集案内に記載することとする。

第10条（自主研究の一次審査の採否方法）

自主研究は、第2条の応募資格を満たし、かつ研究プロジェクト審査委員会の一次審査を経たものに限り、年度の最終の理事会において審議される。理事の投票を行う場合は、以下のルールで行う。

1. 審査の公平性を保つため、自らがプロジェクトメンバーとなっている研究プロジェクトがある理事は審査に加わることができず、投票権を持たない。
2. 審査対象数が1件の場合は、申請された自主研究について、可または否を判定の上投票し、可が過半数を占めた場合に採択する。

第11条（他学会等での発表）

1. 自主研究および助成研究の最初の研究成果発表は、当学会においておこなう。
2. 当学会での発表後、他学会等で発表する場合は、当学会で助成を受けた旨のクレジットを入れる。他学会での発表にかかる経費については、本研究費から支出できない。

第12条（規則の変更）

本規則の改廃は理事会または常任理事会の議による。

- (附則) 第1回改訂 平成26年9月24日
第2回改訂 平成27年11月6日
第3回改訂 平成28年9月5日
第4回改訂 令和元年9月10日